

## ひので暮らし応援券取扱事業者要領

令和8年2月6日

訓令第1号

(目的)

第1条 この要領は、ひので暮らし応援券交付事業実施要綱(以下「要綱」という。)第8条第2項の規定に基づき、ひので暮らし応援券(以下「応援券」という。)の取扱事業者に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本要領において使用する用語の意義は、要綱の定めるところによる。

(取扱事業者の要件)

第3条 取扱事業者として登録を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する町内事業者とする。

- (1) 町内に事務所又は事業所を有し、継続して事業を営んでいる者
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者でない者
- (3) 要綱及び本要領の内容を遵守できる者

(取扱事業者の種別)

第4条 取扱事業者の種別は次に掲げるとおりとする。

- (1) 町内に本店のない事業者 トマト券のみ取り扱うことができる
- (2) 町内に本店のある事業者 トマト券及びブルーベリー券を取り扱うことができる

(登録の申請)

第5条 取扱事業者として登録を希望する者は、ひので暮らし応援券取扱事業者登録申請書(様式第1号)を日の出町商工会へ提出しなければならない。

2 日の出町商工会は提出された申請書をまとめ、町へ提出するものとする。

(登録の決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めた場合は取扱事業者として登録するものとする。

(ひので暮らし応援券取扱事業者登録証の発行)

第7条 登録が認められた取扱事業者には第4条に定めた種別に基づき、ひので暮らし応援券取扱事業者登録証(以下「登録証」という。)を発行する。

(取扱事業者の責務)

第8条 取扱事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 応援券の受領に際しては、券面金額相当の商品又はサービスを提供すること
- (2) 応援券の受領を理由として、商品又はサービスの価格を引き上げないこと
- (3) 自店舗で使用されたかのように偽って換金しないこと。
- (4) 特定の取引において、応援券の受取を拒むような不当な運営を行わないこと。
- (5) 応援券の転売、換金その他不正な取扱いを行わないこと
- (6) 使用された応援券の破損、紛失、盗難等について発行者に責任を問わないこと。
- (7) 事業実施期間中、私情で登録の取り消しを申し出ないこと。
- (8) 町が行う調査又は指導に協力すること

(応援券の保管)

第9条 取扱事業者は、受領した応援券を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

(換金等)

第10条 取扱事業者は使用された応援券を換金することができる。

2 応援券の換金方法や精算その他必要な事項は町長が別に定める。

(登録の取消し)

第11条 町長は、取扱事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請を行ったとき
- (2) 要綱又は本要領に違反したとき
- (3) 事業を廃止したとき
- (4) その他取扱事業者として不相当と認められるとき

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、取扱事業者の登録及び振興券の取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年2月6日から施行する。